

## 医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること
- ナーシングホーム※<sup>1</sup>等の空床活用ができるよう指定短期入所の基準緩和を図ること

※1：医療的ケアを行うための看護師が24時間365日常駐するとともに、入居者に対し日常的な介護サービスの提供を行う有料老人ホーム

### 2. 提案・要望の理由

#### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。  
(参考：入院診療報酬4.2万円/日 医療型短期入所報酬 3.2万円/日)
- 障害福祉分野以外で共生型短期入所の事業を行うことができるのは介護保険サービスの短期入所と指定小規模多機能型居宅介護※<sup>2</sup>事業者のみであり、医療的ケアが可能な地域資源を十分に活用できていない。

※2：通い、訪問、宿泊を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを提供する。

## (本県の取組状況と課題)

### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(2 床)のみ。地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。

- **医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(R4～)**

県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。

- 増加した医療型短期入所:3か所(うち日中支援のみ:2か所)[R6.3 月末時点]

- **令和5年度医ケア実態調査(概要)**

- ①対象者:県内に在住し、在宅で生活する医療的ケア児者または重症心身障害児者
- ②調査期間:令和5年9月下旬～令和6年3月 31 日
- ③回答数:405 件(令和 6 年 1 月 31 日時点)
- ④医療的ケアまたは重症心身障害のある人数:348 人
- ⑤レスパイトのニーズ:287 人(82.5%:⑤/④)

利用している		194 人
利用していない	希望するが利用できず	93人
	利用を検討している	
	(理由について)回答無し	
	利用を考えていない	61 人

- **医療型短期入所受入促進モデル事業(R6～)**

県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。

また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所<sup>※3</sup>における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。

※3:宿泊を伴わない短期入所サービス

担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係  
TEL：077-528-3544  
担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室  
TEL：077-582-5106